

## 敦賀市地域生活支援拠点等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）第二の三の規定による地域生活支援拠点等（面的な体制に限る。以下同じ。）を整備するために、必要な事項を定めるものとする。

### (地域生活支援拠点等の事業)

第2条 地域生活支援拠点等は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児及びその家族（以下「障がい者等」という。）の親亡き後並びに高齢化及び重度化する障がい者等の地域生活を支援するため、次に掲げる事業（以下「拠点事業」という。）を行うものとする。

- (1) 相談に関すること。
- (2) 緊急時の受け入れ、対応に関すること。
- (3) 体験の機会及び場の提供に関すること。
- (4) 専門的人材の確保及び養成に関すること。
- (5) 地域の体制づくりに関すること。

### (実施主体)

第3条 地域生活支援拠点等の整備の実施主体は、敦賀市（以下「市」という。）とする。ただし、市長は、適切な事業運営が確保できると認められる事業者等に対し、業務の一部又は全部を委託することができる。

- 2 拠点事業については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、同項に規定する指定障害者支援施設及び同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者並びに児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」という。）が行うものとする。

### (事業者の登録)

第4条 拠点事業を行おうとする事業者は、敦賀市地域生活支援拠点等事業者登録申請書（様式第1号）に運営規程及び事業者の指定を受けている旨を証する書面を添えて市長に申請し、市の登録を受けなければならない。

- 2 前項の運営規程は、地域生活支援拠点等において当該拠点事業を行う事業者である旨を定めているものでなくてはならない。
- 3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて拠点事業を実施する事業者として登録を行い、敦賀市地域生活支援拠点等事業者登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、申請者の名称並びに事業者の名称、所在地、連絡先及び実施する拠点事業等を公表するものとする。

（変更等）

第5条 登録事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに敦賀市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 登録事業者は、拠点事業を廃止し、又は休止するときは、その1ヵ月前までに敦賀市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定により拠点事業を休止した登録事業者は、拠点事業を再開したときは、その日から10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第6条 市長は、登録事業者に対して、必要に応じて拠点事業の運営状況にかかる調査を実施することができる。

2 市長は、登録事業者に対して、拠点事業の運営状況について、随時報告を求めることができる。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

敦賀市地域生活支援拠点等事業者登録申請書

年 月 日

敦賀市長あて

申請者（設置者）

所在地

名 称

代表者

敦賀市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第1項の規定に基づき、拠点事業を行う事業者として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	(フリガナ) 名 称				
	主たる事務所の 所在地	(〒 - )			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
登録を 行おうとする 事業者	(フリガナ) 名 称				
	事業所番号				
	事業所(施設)の 所在地	(〒 - )			
	連絡先	電話番号		FAX 番号	
		メール アドレス			
	地域生活支援拠点 等として行う事業	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
	開始予定年月日	年 月 日			

- (関係書類)
- 1 運営規程
  - 2 事業者の指定を受けている旨を証する書面

様式第2号（第4条関係）

敦賀市地域生活支援拠点等事業者登録通知書

第 年 月 日 号

名 称

代表者氏名

敦賀市長

印

年 月 日付けで申請のあった拠点事業を行う事業者の登録について、敦賀市地域生活支援拠点等事業実施要綱第4条第3項の規定に基づき、次のとおり登録しましたので通知します。

(フリガナ) 名 称				
事業所番号				
事業所(施設)の 所在地	(〒 - )			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
	メール アドレス			
地域生活支援拠点 等として行う事業	① 相談 ② 緊急時の受け入れ・対応 ③ 体験の機会・場 ④ 専門的人材の確保・養成 ⑤ 地域の体制づくり			
開始予定年月日	年 月 日			

様式第3号（第5条関係）

敦賀市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書

年 月 日

敦賀市長あて

申請者（設置者）

所在地

名称

代表者

敦賀市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり登録内容を変更したので届け出ます。

登録内容を変更した事業者	名称	
	所在地	
変更があった事項		変更の内容
1	申請者（設置者）の名称	(変更前)
2	申請者（設置者）の主たる事務所の所在地、連絡先	
3	代表者の職・氏名	
4	事業所（施設）名称	(変更後)
5	事業所（施設）所在地、連絡先	
6	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

様式第4号（第5条関係）

敦賀市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止（再開）届出書

年 月 日

敦賀市長あて

申請者（設置者）

所在地

名 称

代表者

敦賀市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条第2項（第3項）の規定に基づき、次のとおり登録事業を廃止・休止（再開）しましたので届け出ます。

廃止・休止（再開）する 事業者	名 称	
	所在地	
登録を受けた年月日	年 月 日	
廃止・休止（再開）した年月日	年 月 日	
廃止・休止（再開）した理由		
現に地域生活支援拠点等事業にて受け 入れている者に対する措置		
休 止 予 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	